

障がいのある人への差別の解消に向けた取組について

令和4年度の新たな取組

基幹相談支援センターを障害のある人やその家族等からの相談窓口を追加します！

庁外に専門相談窓口を設置し、当該窓口によって相談事例を収集して分析する取組を実施し、「障がいのある人からやその家族等からの相談への的確な対応と紛争の防止又は解決を図るための体制の整備（障害者差別解消法第14条）」の充実を図ります。

【これまでの取組】

- ・障害福祉企画課・精神保健福祉課を相談窓口として、障がいのある人やその家族等からの相談を受け付けてきました。

【相談受付件数】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
7件	1件	5件	16件	4件

【課題】

- ・相談件数が少なく、相談事例を分析して課題を抽出することが難しい。
- ・課題が抽出できないことから、紛争の防止又は解決を図るための協議を行う組織の必要性について庁内での協議が整わず、障害者差別解消支援地域協議会（障害者差別解消法第17条）の正式設置に至っていない。

令和4年度の取組体制

障害者施策推進協議会

- ・抽出された課題解決のための協議
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた協議



障害福祉企画課・精神保健福祉課

- ・相談受付
- ・相談事例の収集・分析（庁内）
- ・課題の抽出



基幹相談支援センター

- ・相談受付
- ・相談事例の収集・分析
- ・委託相談支援事業所の事例抽出支援

委託相談支援事業所（10箇所）

- ・日頃の相談の中から障がいのある人への差別に係るものを抽出・報告